

主 文

本告各上告を棄却する。

理 由

弁護人北村利夫の上告趣意は、末尾添附別紙記載のとおりであるが、免訴判決に對しては被告人から無罪を主張して上訴できないこと當裁判所の判例の趣旨とするところであつて（昭和二二年（れ）七三号同二三年五月二六日大法廷判決、刑集二卷六号五二九頁）、本件論旨は採るを得ない。よつて刑訴四〇八条により裁判官霜山精一の意見を除き裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

裁判官霜山精一の少数意見、裁判官斎藤悠輔の補足意見は、右判決に掲げられたとおりである。

昭和二九年一一月一〇日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	井	上		登	
裁判官	栗	山		茂	
裁判官	真	野		毅	
裁判官	小	谷	勝	重	
裁判官	島			保	
裁判官	斎	藤	悠	輔	
裁判官	藤	田	八	郎	
裁判官	岩	松	三	郎	
裁判官	河	村	又	介	
裁判官	谷	村	唯	一	郎
裁判官	小	林	俊	三	

裁判官 本 村 善 太 郎

裁判官 入 江 俊 郎

裁判官霜山精一は退官につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 田 中 耕 太 郎